

令和 3 年 8 月 23 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

今 村 聡

(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例 5 の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長あてに、標記の通知が発出されました。

標準事業例とは、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（地域医療介護総合確保促進法）第 4 条第 1 項により、都道府県に策定することが求められている都道府県計画の各事業である事業区分の効率的な活用を促進するために定められたものです。

本通知は、上記の標準事業例の目的並びに、総務省による「令和 4 年度の地方財政措置についての各府省への申し入れ」において、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、財源を確保するとともに基金本来の役割を十分果たせるよう運用改善措置を講じることにつき要請されたことを踏まえ、事業区分 I－1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」の標準事業例 5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」の取扱いを整理したものです。

1. 基金の計画的な確保についてでは、標準事業例 5 のうち多額の費用を要することが想定される医療機関の施設整備の場合は、早期に把握・想定した上で、予め計画的に基金を積み立てることが要請されています。

そのため、積立計画を作成・提出すること、標準事業例 5 で「基金を活用する場合」は、当該基金は事業区分 I－1 の中でも区分して管理すること、積立を使用しなくなった場合には速やかに国庫に返納することが求められる他、支援が必要な金額の想定の場合について示されています。

次に、2. 補助額に関する適切な算定方法の検討についてでは、施設整備費用における標準単価、1床あたり平米、補助率、その他（重点支援区域における特例等）につき考え方を示した上で、適切な算定方法の検討が要請されています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、都道府県の計画策定・運用にあたり、都道府県行政や関係者等との十分な協議を、改めてお願い申し上げます。

医政地発0812第 1 号
令和 3 年 8 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例 5 の取扱いについて

「地域医療介護総合確保基金（医療分）」については、先般公布・一部施行された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、令和 2 年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」が新たに「事業区分Ⅰ－2」として位置付けられたところです。

今後、地域医療構想の実現に向けた各医療機関の取組に対し、適切に支援を行うためには、「事業区分Ⅰ－2」と併せて、医療機関のニーズを的確に把握しつつ、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（事業区分Ⅰ－1）」を効果的に活用いただくことが重要であると考えています。

また、総務省による「令和 4 年度の地方財政措置についての各府省への申入れ」（令和 3 年 7 月 7 日）において、「医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと」とされています。

こうした状況を踏まえ、今般、事業区分Ⅰ－1のうち、標準事業例 5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」（以下、標準事業例 5 という。）の取扱いについて、別添のとおり整理しました。各都道府県におかれましては、地域医療構想の実現に向けた取組を推進するため、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別 添

事業区分Ⅰ－１のうち標準事業例５の取扱いについて

１．基金の計画的な確保について

- 標準事業例５は、地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議における合意に基づき、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備の整備を行う医療機関に対し、当該整備に係る費用を補助するものです。

当該整備の中でも、特に、複数医療機関による再編統合による新病院の建設や大規模な施設整備については多額の費用を要することから、地域医療構想調整会議における合意に沿った取組を着実に推進するためには、都道府県において、標準事業例５による支援を確実に行うことが重要です。

- こうした観点から、都道府県においては、地域医療構想調整会議における議論の状況や、病床機能報告により把握される医療機関の築年数や取組方針等を踏まえ、標準事業例５のうち多額の費用を要することが想定される医療機関の施設整備（※）について、早期に把握・想定した上で、医療機関が現に整備事業を実施する時期に必要な支援を行うことができるよう、予め計画的に基金を積み立てるようお願いします。

※ 平成 30 年 2 月 7 日付け地域医療計画課長通知における「建物の改修整備費」、「建物や医療機器の処分に係る損失」及び「人件費」、平成 30 年 9 月 14 日付け地域医療計画課長通知事務連絡における「『回復期病床への転換』以外の施設設備整備」、「建物の改修整備費」及び「建物や医療機器の処分に係る損失」、平成 31 年 2 月 19 日付け地域医療計画課長通知における「再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舍、院内保育所等の施設設備整備費」を含みます。

- 具体的には、以下の点に御留意ください。

- ・ 通常、医療機関の整備に要する費用が確定するのは、現に整備事業に着手する時期の直前となることから、当該費用の確定以後に基金を積み立てようとする場合、都道府県において、単年度で多額の一般財源を要することとなり、必要な支援を行うことが困難となるおそれがあります。

このため、当該費用の確定前から、地域医療構想調整会議における議論の

状況等を踏まえ、支援に要すると想定される金額について計画的に基金を積み立ててください。

- ・ 基金の積み立てに当たっては、積立計画（目的、想定される整備時期、想定される執行額、各年度の積立額等）を作成しご提出ください。

なお、当該積立計画に沿って積み立てた基金については、当該計画以外に使用することはできませんので、事業区分Ⅰ－Ⅰの中でも区分して管理することを求めるとともに、当該計画に変更が生じ、積み立てた基金を使用しなくなった場合には速やかに国庫に返納することを求めることになります。管理の方法等については、追って詳細をお示しする予定です。

- ・ 必要な金額をどのように想定するかについては、各地域における地域医療構想の実現に向けた取組の状況によって、様々な方法があると考えられるため、一律にお示しすることは困難です。

その上で、活用が想定される情報の一例として、以下のような情報が考えられますので、これらの情報等を活用した検討をお願いします。

- ① 地域医療構想に係る重点支援区域の申請や、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく再編計画の申請等を契機として把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ② ①のほか、地域医療構想調整会議等における議論の中で把握される情報（再編統合の時期、方向性、病床数の規模感など）
- ③ 病床機能報告により把握される医療機関の築年数（老朽化により建替えが想定される時期）や取組方針（将来の病床機能・病床数）等の情報
- ④ 医療機関等より病床機能再編を伴う建替えや増改築等の相談を受け把握している情報

2. 補助額に関する適切な算定方法の検討について

- 標準事業例 5 は、前述のとおり、特に、複数医療機関による再編統合による新病院の建設や大規模な施設整備については多額の費用を要することから、地域医療構想調整会議における合意に沿った取組を着実に推進する観点から、都道府県において必要な支援を確実に行うことが重要です。
- こうした観点から、当該標準事業例の補助額に関する算定方法（基準単価×1床当たり平米数×補助率）に関し、以下に示す考え方を踏まえつつ、適切な算定方法となるようご検討いただくようお願いします。

【基準単価】

厚生労働省では、「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び基準単価の設定について」（平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、普通交付税に関する省令（昭和三十六年自治省第十七号）第 9 条の表都道府県の 8 衛生費 6 項及び同表市町村の 9 保健衛生費 13 項において定められている値を参照しつつ、医療機関の施設整備費用（新築、増改築）における基準単価を 1 m²当たり 360 千円と示しています。これを踏まえ、都道府県においては、病床の機能分化・連携に向けた取組を推進する観点から、適切な基準単価の設定となるよう、ご検討ください。

※ 平成 30 年度に、当該標準事業例の補助額に関する算定方法を確認した際には、一部の都道府県で、他の国庫補助事業（医療施設近代化施設整備補助事業）で定められていた基準単価（220 千円/m²）を用いていることが確認されています。

※ 標準事業例 5 における基準単価については 360 千円/m²とお示ししていますが、建築単価は建築資材の変動等により大きく左右されるため、地域の実勢価格に適した設定がなされるよう、適宜見直しの対応をお願いします。

【1床当たり平米数】

一般に、他の国庫補助事業（医療施設近代化施設整備補助事業）で定められていた 1 床あたり平米数（25 m²）が用いられていますが、各都道府県において、近年の 1 床あたり平米数の傾向を踏まえた見直しを行っていただくことも考えられます。

【補助率】

多くの都道府県で、基準額に対して $1/2$ の補助率とされていますが、政策医療の確保など地域の実情に応じて、より高い補助率（ $3/4$ など）を設定されている都道府県もあり、地域医療構想の実現に向けた取組を促進する観点から、必要な見直しを行っていただくことも考えられます。

【その他（重点支援区域における特例等）】

重点支援区域における財政的支援として「地域医療介護総合確保基金の優先配分」としていることから、より高い補助率（ $3/4$ など）を設定いただく等の対応も考えられます。